

○名寄市教育振興補助金交付要綱

令和5年3月31日告示第1016号

名寄市教育振興補助金交付要綱

改正

令和6年3月29日告示第1029号

令和7年3月14日告示第1008号

令和7年4月14日告示第1025号

(目的)

第1条 この告示は、名寄市内の小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校に通学する児童生徒（以下「児童生徒」という。）の、文化芸術及びスポーツ活動における経費の一部を補助することによって、保護者の負担軽減並びに児童生徒の文化芸術及びスポーツ活動の振興に資することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付は、市内に住所を有し、市内の学校に通学する児童生徒が所属する団体又は個人を対象とし、大会等規定に基づいた登録者の範囲内とする。

2 大会等で小学生（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学生（義務教育学校の後期課程を含む。）の指導等を行う引率者は原則1名とするが、必要がある場合には、大会等規定に基づき別途協議により決定する。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、地区予選会等により代表としての出場又は出展する次の各号に掲げる大会とする。ただし、交流、親善、強化練習又は合宿を主とする大会等は、これを認めない。

(1) 小学校、中学校及び義務教育学校に通学する児童生徒は、全道大会及び全国大会とする。

(2) 高等学校に通学する生徒は、全国大会とする。

2 前項の規定は、同一児童生徒につき、当該年度内において全道大会2回及び全国大会1回を限度とする。ただし、補助の対象となる事業の競技又は種目が異なる場合については、補助を受けることができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合は、補助対象事業とすることができるものとする。

(補助対象経費及び補助金額等)

第4条 補助金の対象とする経費及び補助金の額等は、別表のとおりとする。この場合

において、市の他の補助事業と重複することができないものとする。

- 2 引率者（部活動指導員及び特別部活動指導員（以下「部活動指導員等」という。）を除く。）についても、補助対象者の区分に応じて交通費及び宿泊費を支給するものとする。ただし、教員、部活動指導員等においては宿泊費及び交通費が旅費による公費支給されている場合は除く。
- 3 補助金額が、出場者1名につき5,000円を超えない場合は、これを対象としない。
- 4 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大会終了後30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに名寄市教育振興補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 口座振替申出書（別記様式第2号）
- (4) 参加者名簿
- (5) 補助金積算書
- (6) 補助対象大会の予選会等の要項及び結果が分かる資料
- (7) 補助対象大会の要項及び出場したことが分かる資料
- (8) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査して補助金交付の可否を決定して、名寄市教育振興補助金交付（却下）決定通知書（別記様式第3号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

（交付の時期）

第7条 補助金の交付時期は、前条による補助金交付決定通知後とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

（補助金の概算払）

第8条 前条ただし書の規定による補助金の概算払に係る手続については、第5条及び第6条の規定にかかわらず、次項から第6項までの規定によるものとする。

- 2 申請者は、概算払を受けようとするときは、名寄市教育振興補助金概算払申請書

(別記様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 口座振替申出書
- (4) 参加者名簿
- (5) 補助金積算書
- (6) 補助対象大会の予選会等の要項及び結果が分かる資料
- (7) 補助対象大会の要項等
- (8) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について、必要な条件を付することができる。

4 申請者は、大会終了後30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに名寄市教育振興補助金実績報告書兼精算書(別記様式第5号。以下「実績報告書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 参加者名簿
- (3) 補助積算書
- (4) 補助対象大会に出場したことが分かる資料
- (5) その他市長が必要と認める書類

5 市長は、前項の実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、名寄市教育振興補助金額確定通知書兼返還請求書(別記様式第6号)により申請者に通知するものとする。

6 申請者は、確定した補助金の額が補助金交付決定額を下回る場合は、その差額を指定された日までに市長に返還しなければならない。

(補助金の取消し及び返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が、虚偽の申請その他不正な行為があった場合には、補助金交付の決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部について返還を命ずることができる。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第1029号）

この告示は、公示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月14日告示第1008号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月14日告示第1025号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象 経費の区 分	補助内容及び基準	補助対象 者	補助額	補助上限 額
交通費	交通費は、次に掲げる実費額とする。 （1） 鉄道、バス、航空機、船舶その他旅客輸送機関を利用した場合の運賃の額 （2） 貸切バス、レンタカー等の借上げに要した額	小学生 中学生	全額	1名につき道内 10,000 円、道外 40,000円
		高校生	2分の1	
宿泊費	当該大会等に参加する児童生徒が大会当日の宿泊に要した額の一部を支給する。ただし、大会要綱等から名寄市内を午前6時より前に出発しなければならないと判断できる場合及び名寄市内に午後10時より後に到着する場合で、事前に教育委員会と協議して許可を受けた場合は、前泊及び後泊の宿泊費も対象とする	小学生 中学生 高校生	全額	1名につき1泊 5,000円

別記様式第1号（第5条関係）

別記様式第1号（第5条関係）

名寄市教育振興補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

名寄市長 様

申請者 住所
(団体)
氏名

名寄市教育振興補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の内容

大会等名

大会等種別 全道大会 ・ 全国大会

2 補助事業に要した経費 円

3 補助金交付申請額 円

4 大会等開催期間 年 月 日から 年 月 日

5 添付書類

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 口座振替申出書（別記様式第2号）

(4) 参加者名簿

(5) 補助金積算書

(6) 補助対象大会の予選会等の要項及び結果が分かる資料

(7) 補助対象大会の要項及び出場したことが分かる資料

別記様式第2号（第5条関係）

別記様式第2号（第5条関係）

口座振替申出書

名寄市教育振興補助金交付要綱に係る補助金は、下記の口座に振込願います。

記

1 振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協	本店（所） 支店（所） 出張所
預金種別	1 普通	2 当座
口座番号		
（フリガナ） 口座名義人		

備考 申請者が口座名義人になっているものに限る。

別記様式第3号（第6条、第8条関係）

別記様式第3号（第6条、第8条関係）

名寄市指令 第 号

年 月 日

名寄市教育振興補助金交付（却下）決定通知書

様

名寄市長



年 月 日付けで申請のあった（大会等名）_____について、名寄市教育振興補助金交付要綱（第6条、第8条）の規定により、下記のとおり交付を決定したので通知します。

（ 年 月 日付けで申請のあった（大会等名）_____について、名寄市教育振興補助金交付要綱第6条の規定に基づき、補助金を却下したので次のとおり通知します。なお、却下した理由は、次に記載のとおりです。）

記

（第5条に基づく申請の場合）

1 補助事業に要する経費及び補助金交付決定額は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|---|
| (1) 補助事業に要した経費 | 円 |
| (2) 補助金交付決定額 | 円 |

2 備考

- (1) 必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させることがある。
- (2) この補助事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理して補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存し、報告を求められたときは、提出する義務がある。
- (3) 補助金交付条件に違反したとき又は不正行為がなされたときは、この補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命じることがある。

（第8条に基づく申請の場合）

1 補助事業に要する経費及び補助金交付決定額は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|---|
| (1) 補助事業に要する経費 | 円 |
| (2) 補助金交付決定額 | 円 |

2 補助金の交付予定時期は、名寄市教育振興補助金交付要綱第7条ただし書の規定により、次のとおり交付する。

年 月 円

3 補助金交付条件は、次のとおりとする。

- (1) この目的以外に使用しないこと。
- (2) 事業終了後、速やかに名寄市教育振興補助金実績報告書兼精算書（別記様式第5号）を提出すること。

- (3) 必要と認めるときは、地方自治法第221条第2項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させることがある。
- (4) この補助事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理して補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存し、報告を求められたときは、提出する義務がある。
- (5) 補助金交付条件に違反したとき又は不正行為がなされたときは、この補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命じることがある。

別記様式第4号（第8条関係）

別記様式第4号（第8条関係）

名寄市教育振興補助金概算私申請書

年 月 日

名寄市長 様

申請者 住所
(団体)
氏名

名寄市教育振興補助金交付要綱第8条の規定により、補助金の概算私を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の内容

大会等名

大会等種別 全道大会 ・ 全国大会

2 補助事業に要する経費 円

3 補助金交付申請額 円

4 大会等開催期間 年 月 日から 年 月 日

5 交付希望時期 年 月

6 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 口座振替申出書（別記様式第2号）
- (4) 参加者名簿
- (5) 補助金積算書
- (6) 補助対象大会の予選会等の要項及び結果が分かる資料
- (7) 補助対象大会の要項等

別記様式第5号（第8条関係）

別記様式第5号（第8条関係）

名寄市教育振興補助金実績報告書兼精算書

年 月 日

名寄市長 様

申請者 住所
氏名

年 月 日付け名寄市指令 第 号により補助金の交付を受けた補助事業について、名寄市教育振興補助金交付要綱第8条第4項の規定により、関係書類を添えて実績報告をします。

記

1 補助事業名

2 補助金交付決定

- (1) 補助事業に要する経費 円
- (2) 補助金交付決定額 円
(うち概算払領収済額 円)

3 実績報告

- (1) 補助事業に要した経費 円
- (2) 補助金算定額 円

4 精算額 (補助金交付決定額)円 - (補助金算定額)円 = 円
(うち概算払領収済額 円)

5 大会等開催期間 年 月 日から 年 月 日

6 添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 参加者名簿
- (3) 補助積算書
- (4) 補助対象大会に出場したことが分かる資料

別記様式第6号（第9条関係）

別記様式第6号（第8条関係）

名寄市教育振興補助金確定通知書兼返還請求書

名寄市指令 第 号

年 月 日

様

名寄市長



年 月 日付けで実績報告のあった(大会等名) _____ について、名寄市教育振興補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり額を確定したので通知します。

(年 月 日付けで実績報告のあった(大会等名) _____ について、名寄市教育振興補助金交付要綱第8条第5項の規定により、下記のとおり額を確定しましたので、同条第6項の規定により、補助金の返還を請求します。)

記

- 1 補助事業名(大会等名)
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金の確定額 円
- 4 返還請求額 円
- 5 返還期限 年 月 日まで
- 6 備考